

周防大島町告示第 5 号

平成17年第 2 回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成17年 2 月18日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年 2 月24日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

田村 三郎君

武政 輝夫君

魚谷 洋一君

黒田 壇豊君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

小田 貞利君

久保 雅己君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

伊藤 秀行君

平村 真成君

松井 岑雄君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

応招しなかった議員

平成17年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年2月24日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成17年2月24日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事(建築主体工事)の請負契約の締結について
- 日程第5 議案第2号 竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事(機械設備工事)の請負契約の締結について
- 日程第6 議案第3号 平成16年度浮島漁港機能高度化統合補助工事の請負契約の締結について
- 日程第7 議案第4号 平成16年度椋野漁港環境整備事業第2工区工事の請負契約の締結について
- 日程第8 議案第5号 森野漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第9 請願第1号 消火栓設置方要望について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事(建築主体工事)の請負契約の締結について
- 日程第5 議案第2号 竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事(機械設備工事)の請負契約の締結について
- 日程第6 議案第3号 平成16年度浮島漁港機能高度化統合補助工事の請負契約の締結について
- 日程第7 議案第4号 平成16年度椋野漁港環境整備事業第2工区工事の請負契約の締結について

日程第 8 議案第 5 号 森野漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について

日程第 9 請願第 1 号 消火栓設置方要望について

出席議員（26名）

1 番 安本 貞敏君	2 番 伊東 梅芳君
3 番 土手 正喜君	4 番 平野 和生君
5 番 荒川 政義君	6 番 浜戸 信充君
7 番 杉山 藤雄君	8 番 神岡 光人君
9 番 田村 三郎君	10 番 伊藤 秀行君
11 番 武政 輝夫君	12 番 平村 真成君
13 番 魚谷 洋一君	14 番 松井 岑雄君
15 番 黒田 壇豊君	16 番 広田 清晴君
17 番 魚原 満晴君	18 番 富田 安英君
19 番 木村 潔君	20 番 中本 博明君
21 番 平川 敏郎君	22 番 田中隆太郎君
23 番 小田 貞利君	24 番 尾元 武君
25 番 久保 雅己君	26 番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	総務部長 .....	村田 雅典君
総務課長 .....	吉田 芳春君	総合政策課長 .....	坂本 薫君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	田村 博君

久賀総合支所長 ..... 野口 菊義君      大島総合支所長 ..... 山本 治君  
東和総合支所長 ..... 田中 健君      橘総合支所長 ..... 中河 美昭君  
契約管理課長 ..... 平田 好男君      健康増進課長 ..... 椎木 千明君  
水産課長 ..... 斎藤 正明君

午前9時30分開会

事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一堂、礼。おはようございます。

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成17年第2回周防大島町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は会議規則第120条の規定により、3番、土手正喜議員、4番、平野和生議員を指名いたします。

・

#### 日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

・

#### 日程第3．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成17年第2回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙の上にもかかわりませず、早朝から御参集を賜り、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

本日提案をしております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本臨時会に提案をいたします案件は、工事の請負契約の締結に関するもの4件、工事の請負変更契約の締結に関するもの1件の計5件であります。

まず議案第1号は、竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてであります。

この工事は、竜崎温泉の施設拡充整備（潮風の湯整備事業）のうち、建築主体工事にかかるものであり、指名競争入札の結果、井森工業・神田建設特定建設工事共同企業体が落札をいたしましたので、この企業体と工事請負契約の締結をするため議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第2号は、竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、三機工業株式会社山口出張所が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため議会の議決をお願いするものであります。

議案第3号は、平成16年度浮島漁港機能高度化統合補助工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町西安下庄の大島建設株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため議会の議決をお願いするものであります。

議案第4号は、平成16年度椋野漁港環境整備事業第2工区工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町久賀の平川建設株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため議会の議決をお願いするものであります。

議案第5号は、森野漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結についてであります。

この工事は、平成16年5月に、旧東和町が工事請負契約の締結をしておりましたが、昨年秋の台風被害により手戻り工事が発生をいたしました。したがって、当初計画を確保するため契約金額を増額する請負変更契約を締結をいたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いを申し上げますと終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

#### 日程第4．議案第1号

#### 日程第5．議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、議案第1号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてから、日程第5、議案第2号竜崎温泉「温泉

プール」および「潮風の湯」整備工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第1号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（建築主体工事）の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事の建築主体工事につきましては、去る平成17年2月17日に2社の共同企業体によります5社によりまして指名競争入札を行い、井森工業・神田建設特定建設工事共同企業体が4億円で落札をいたしましたので、消費税及び地方消費税を加えました4億2,000万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造2階建て1,313.11平方メートルの新館棟の新築と本館棟の改修249平方メートルの計1,562.11平方メートルであります。新館棟は、1階が温泉を利用した歩行浴プールとトレーニングルーム、2階が潮風の湯で、本館棟の改修は浴室の改修が主なものでございます。

次に、議案第2号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事の機械設備工事の請負契約の締結について補足説明を行います。

竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事の機械設備工事につきましては、去る同じく平成17年の2月の17日に10社によります指名競争入札を行いまして、三機工業株式会社山口出張所が2億1,800万円で落札をいたしましたので、消費税及び地方消費税を加えました2億2,890万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、議案第1号の竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事の建築主体工事の中の機械設備でございまして、建築主体工事と機械設備に分けて発注したものでございます。つきましては、地方自治法並びに「周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。終わります。議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号、質疑はありますか。16番、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回多額な費用をかけてトレーニングルームと歩行浴を増設するという格好で7億円を超える工事の一部建築主体部分であります。今回、建築主体部分が5社になった経緯と、そしてまた計5社、5企業体になった経緯。それとですね、これを見ますと入札比較価格で言うと98.619ではないかというふうに思いますが、実際的にはこれは本当に競り合った金額ではないというふうに見えます。実際かなりの高い金額で落札と。結果と

しては企業体としてですね、かなり参加業者数が少ない中でですね、結局は事前に業者がどうい  
う参加企業体があるというのが明らかであったのではないかと、その点について質問します。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） 今回の建築主体工事の指名についてでございますが、公募型指  
名競争入札という入札方式をとっております。

それともう1件はですね、町内の建設業者が指名に参加できるような方式をとりたいというこ  
とで、指名ができるような方式がしたいということで、一つは、もう一つはその点もあります。

それでどうということ、透明性、競争性、公平性をより確保する工事ということでその入札の業  
者を公募したわけですが、県内の大手、あるいはその町内の大手の業者を選定したいというこ  
とで、そうしたところ5社になってきたわけです。町内の業者につきましては800点以上という  
Aランクの業者でありましたので5社ということになりましたが、県内には、県内の業者はかな  
り十数社ぐらいあると思われまして、その中でそういうふうな企業体を組んだということであり  
ます。

もう1点、競り合った金額ではないんじゃないかということなんです、これにつきましては、  
私どもがまあ談合ということなんではないかと、私がそういったことについてはですね、私どもに  
そういった情報が入ってくれば調査をすることもありますが、そういった情報が入らない場合は  
もう談合ということは考えられないということと考えております。

そういったことで今の5社になった経緯、あるいは参加企業体が少ないんじゃないかというこ  
と、その競り合った金額ではないということについては以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は談合云々というよりはですね、基本的には事前にいわゆる  
参加業者が業者間で明らかになったらですね、基本的には結果的には競り合いが起こらないとい  
うのが今まで公共事業の中でたびたびあってですね、私どもは実際的に入札前には参加業者が明  
らかにならない方法をできるだけとるように、それがいわゆる参加透明性、いわゆる後からです  
ね、不透明なことが起こらないという格好で言うてきました。

それで今回800点以上ということで今説明がありました。何で800点になるのか。例えば  
それが県内、言われるように県内大手、いわゆる県内大手という言い方ですれば、いわゆるしっ  
かりした建設業者さんですね、仮に800点以下であってもそれなりに工事能力があればです  
ね、実際的にはジョイントが組めるはずなんですよ。いわゆる県内大手が組めば、それが  
800点以上のAランクにかかわらず実際的にはきちっとした仕事ができるというふうに考えら  
れるわけです。結果としてですね、町内800点以上と言え、結局は皆参加業者がわかってし  
まうということになれば、結局は言うなれば高い入札価格になってしまうおそれがあるという格

好になるんじゃないでしょうかね

何で今回県内大手とですね、800点以上という絞り方をしたのか、それよりはもっと県内大手のしっかりした業者さんともっとランクを下げた実際の町内の業者さんを多数入れたら、もっと競り合った価格、言うなれば公共自治体としてですね、いわゆる有利な契約が結べたんじゃないかというふうに考えますが、その点ではどのようにとらえているのか聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） Aランク以下の業者さんでもよろしいんじゃないかということなんですが、やはりその技術力、あるいはその技術者、必ずこれは専任の主任技術者が2名、あるいは3名ぐらいそれぞれその企業体についていくことになりますので、そういった点で果たしてそういうふうな技術者がたくさんいるのかどうか、そこらも考慮した点でAランクに決めております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にですね、後からも出てきますが、実際に私は今回のこの指名の状況、いわゆる透明性を高めるといって形の中で仮に公共企業体を組んだとしてもですね、実際的には全く競り合ったとは言えないような状況と言わざるを得ません。今の答弁を聞いておりますと、いわゆるいろんな要員配置が不十分だからAランクに絞った、町内のAランクに絞ったということではありますが、実際的には私は今の説明ならですね、逆に町内Aランクに限らなくても十分な業者参加ができる、そして地方自治体、いわゆる自治体として有利な契約が結べるといふふうに考えております。

またこれだけのいわゆる価格が入札であります。実際的に私は流れとしてはですね、非常に私はいまいちな入札ではなかったかということをはっきりと、質問を終わります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 御質問いたします。竜崎温泉のですね、開業を平成7年というふうにお伺いしておりますが、ことしで10年になるわけですが、これまでの経営状況、もちろん収入、それから経費を含めたですね、経営状況、それから入り込み客がどのぐらいあるのかということを含めた経営状況を一つ御質問いたします。

それと建設費についてですが、建設費はどのぐらいで建設されたのか、それからその財源についてはどうであったのか、もちろん起債を起こされたんでしょうから、その償還については現在どうなっておるのかということと、それから将来についてですけれども、プールを、温泉プールを建設をされてですね、入り込み客をどのぐらいに想定されておるのか、それと利用料金はどの



ように設定を考えておるのか、その辺を含めて御質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午前9時48分休憩

.....  
午前9時55分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開いたします。

先ほどの浜戸議員関連でございますので、質疑を一応打ち切らせていただきます。いいですね。質疑を打ち切らせていただきます。（「はい、いいです。」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の分離発注ということで2億2,890万円のいわゆる契約金額ということになっております。今回ですね、いわゆる指名の特定について、どういう指名基準だったのか、まず聞きたいと。指名基準についてですね、まず聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） 今回の指名基準であります、特定建設工事共同企業体にかかる公募型指名競争入札方式の事務処理要綱によりまして、そこらの指名をしております。したがって先ほども出ましたように指名業者が少ないんじゃないかということにつきましては、ここでその指名業者数、5,000万円以上は8社なんですけれども、それによらないことができるということもありますので。（発言する者あり）すいません、申しわけございません。これにつきましては、機械設備工事につきましてはですね、共同企業体ということも考えましたけれども、町内の零細な企業が多いということでありまして、単体の指名競争、単体の指名業者を選定いたしまして指名競争入札としております。やっぱりこれは維持管理の問題からですね、現在の前回その機械設備を担当した業者さんよりもさらにランクを上げた全国でも指折りの機械設備業者を選定しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 「ランクを上げた」という答弁で指名基準の内容を言われたんですが、指名する場合にですね、例えばそれは結果的には何社以上と、何社でということになると思うんですが、それぞれいわゆる指名とする基準があってですね、この業者にしたという理由があるでしょう、理由言いますか、例えば何を基準にどう入れたと。これは全国にいろいろある

わけですから、どういう格好で入れたのかというのを聞きよるわけなんですよ、指名基準。1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 10社ね、10社指名に入れたわけなんですよ。その指名基準は何かということで聞きよるわけなんですよ。非常にわかりにくいんですね、例えば過去の実績とか、同類のいわゆる工事をしたとか、そういうのはいろいろあるわけでしょう。その辺をちょっと聞きたいと。そしてランクを上げたと言われるのは何点以上だったらどのぐらいというのがあってでしょう。その辺を聞きよるわけなんです。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） 今回の機械設備の業者を指名いたしましたのは、大体1,500点以上ぐらいの1,450以上の経営審査の結果の点数ていうか評点であります。それで、まず温泉、特殊なものですから、そういった大手を選定したこともありますし、その維持管理が安心して任せられるということも一つの選定の理由としております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 県内にそれぞれ営業所がある業者さん、1,450点以上が実際的に何社あってですね、その中から頭から行ったというのかどうなのか、その辺は審査会の方はわかるんじゃないですか。実際的にですね、営業所内、県内の営業所で1,450点以上が何社あってですね、そしてどういう格好で行ったというのがわかるんじゃないですか、実際的には、いや、それは指名審査会の方じゃないんかね。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） 1,450点以上の指名業者は幾らあるのかというのは、これは県内に営業所があるのはかなりあります。その中から10社なんですけれども、これはもう一つはその担当課、温泉の担当する課、維持管理をする担当課ですね、周防大島町の担当する課と、それと設計業者、設計業者は温泉のノウハウをよく知った今回は設計業者にしておりますんで、その人らの、その業者さんからのどういう業者がいいかということも参考にはしております。

議長（新山 玄雄君） もう3回目でございます。

議員（16番 広田 清晴君） 3回目。ええ。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

まず議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案1号ということでありまして。今回、いわゆる議案1号についてはですね、竜崎「温泉プール」及び「潮風の湯」整備工事にかかわる建築主体部分の請負契

約の締結ということであります。実際的にこれは旧橋町時代に平成13年ごろから計画されてですね、今回過疎の特別枠でいわゆる契約という格好になります。しかし、今回契約するに至った今日でも、どれだけの町民が今回の契約の中身、必要性を感じちよるか、私はそういう点をですね、今回の契約の賛否については非常に重要な部分が占めるというふうに考えております。

今回議案1号は4億円プラス消費税という契約であります。しかし、考えてみると、今日の地方財政危機の点をやっぱりきちっととらえておかないとですね、大型事業に対する町民の理解は得られない、契約の理解は得られないというふうに考えております。実際的に旧各町のいわゆる政策事項と言えどもですね、私は今回の契約は非常に大型過ぎる。いわゆる金額的にですね、大き過ぎる。本当に福祉目的なのか何なのかが非常に不明瞭というふうに私は考えております。

とりわけ今先ほどもありましたが、過疎の特別枠ということ今回契約がされます。しかし毎年のように一般財源で2,000万円余りを十数年間償還していかなければならない契約の内容なんです。これはですね、私は非常に重たいものがあるというふうに考えております。今日まで有利な起債ということで地域総合整備事業債とか補正予算債とか、また今回のような過疎の特別枠とか、これが実は旧町、各町ですね、いわゆる財政を非常に厳しいものにしておるということは明らかなんです。実際的にはこれが契約されると、議論が非常に不十分なまま実は建設に入ります、実際的に。しかし、実際的に先ほど言われよった中身、実際的に平日でプール部分、増設部分で40、土日で60、そして7億円をかけてやると。実際的には波及効果の面から見てもですね、必要性のない契約だというふうに考えております。余りにも多額な箱物建設ということであります。今本当に地方自治体の財政議論をしたらですね、こんなゆとりはないと。改めて討論しちょきたい、反対の立場を明確にしちょきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はございませんか。安本議員。

議員（1番 安本 貞敏君） 議案第1号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事賛成の討論をさせていただきたいと思いますが、ちょっと前置きをさせていただきますけれど。

私どもの近くに70半ばのミカンをつくっておられる農家の方がおられます。その方は非常に足腰が痛くて、しかしながら町の産業でありますミカン、足が立つまで、腰が立つまでは、伸ばせるまではミカンを一生懸命つくって地域の産業に貢献したい。そのためには日々 竜崎温泉のファンでございますけれど、行って、湯につかりながら足腰を伸ばして、そしてそのリハビリをされておられます。その方が最近の私どものところに来られましておっしゃることは、「わしは旧東和町のホテルにある温泉プールに行って足腰をリハビリしてある。これによって生活の糧であるミカン、地域の産業をひとつ何としてでも伸ばしていきたい。」、こういうような考えを持っておられる生の声もあるということもひとつお含みいただきまして、ひとつ皆さん方の

御認識をいただきたいというふうに思います。

本論に入りますけれど、竜崎温泉「潮風の湯」は、旧橋町総合計画の中で交流の拠点として、また町民の健康づくりの拠点として位置づけられておったわけでございます。御案内のように、泉質につきましては、有馬温泉にまさるとも劣らない非常に大変よい泉質であるために町内外からの来訪者に大変御好評をいただいております。先ほどもございましたけれど、休日あるいは5月の連休、また盆、お正月、こういったときには1日に1,000人を超えるようなときもあると伺っておりますけれども、このような大変多くの来館をいただいておりますので現施設につきましては対応が非常に困難ということを伺っております。

また一説によりますと、宣伝をすればするほどお客さんがふえるということで、口コミもかなりとどろいておるといふふうに聞いております。

これによりまして歩行浴プールはひざ痛、腰痛に効果がある、このことからひざあるいは腰を痛めておられる方々から先ほども申し上げました建設の要望が大変に強く、旧橋町の平成16年度予算に「潮風の湯」及び歩行浴プールの建設予算を計上していたところでございます。このことから、新町建設計画にも交流の拠点及び高齢者の健康増進施設として位置づけられておりますので、医療費及び介護給付費の削減効果も見込まれることから賛成をするものであります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第4、議案第1号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（建築主体工事）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案2号竜崎「温泉プール」の機械設備工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をいたします。

私は各町がですね、それぞれ政策、いわゆる持ってですね、やるのは結構なことだというふうに考えております。しかし、身の丈にあった公共事業って何かという点が私は大事なんだという点なんです。

例えば、今回ですね、先ほど一括して答弁したように、実際的には7億円を超える事業なんです。地方自治体がそれぞれ事業がある場合、例えば7億円と言えば50人ベッドぐらいの老人保健施設、これを1個つくります、実際的に。だから、地方自治体がやる仕事の中身は何なのかという点が大事なんです。それぞれ例えば事業をあります。同じ7億円かけるんならどういう点がいいのかということが地方自治体の仕事なんです。例えばこの隣にありますやすらぎ苑、これは大体7億円ちょっとですね、実際的に。それと同規模の金をかけて本当に必要なのかどうなのか。これが抜けたらですね、あった方がいいものはたくさんあります。しかし、それができないのが今地方財政なんです。この点を抜きに議論をしてもですね、始まらないわけなんです。

もう1点私が言っときたいのはですね、例えば本当にあそこに交流の基礎となるのかどうか、あそこ行ってみられた議員さん方多いと思いますが、例えば駐車場、あれどうですか。駐車場がたえられるような、交流施設にたえられるような駐車場ですか、実際的に、面積。ましてや今回の議案の部分、これが議決されるとですね、いわゆる元地方自治体の特別職員なんです。方がいわゆる先行投資した土地、そこまで町が上げぜん据えぜんで手を出さんとですね、工事中の駐車場もない、これが果たして本当に交流施設とふさわしいものかどうなのか。私は今回の契約議案はすごい問題があるというふうに考えております。13年度当時に土地取得されたところを今回の工事契約すれば、そこを言うなればいわゆる改造しなければ駐車場がないというやり方も私は許されんというふうに考えております。それら全体も考えて改めて議案2号には反対したいというふうに考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。 なしと認めます。ないようでありますので 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ただいまの広田議員さんの反対討論に対して、私も賛成討論の方で1回行います。

一 応旧橋町で立ち上げた温泉施設が改めて増設されると、これは皆さんも御認識をいただいておりますけども、この機械設備たるものは今までの経費的なものは約年間600万円、燃料、光熱費関係で。その他の電気設備入れましても約1,000万円というような形の経費でございます。新たに大きなバーナー棟を設置するわけでございますけども、これらはこの温泉設備を利用するための一つの手腕でもあります。したがって、この設備がないと温泉設備が成り立たない。

もう一つ大きく言えることは、非常に大島全体では高齢化率が進んでおります。しかもその中で一番経費的に高いものは老人の介護です。この介護費用ぐらい大きなものが係るってものは大島以外ありません。したがって、この介護保険料を使わない一つの予防策として私はこの温泉設

備がどうしても要ると、こういうふうを考えるものであります。

したがって、介護保険料の費用負担、あるいはまたそういう費用負担、皆さんに係る費用負担を少しでも減らすための一つの大きな手段でございますので、この温泉プール施設だけでも必要があるということを経済的に考えていただき、しっかりとこの今回の立ち上げたことに対しましては皆さんで責任を持った一つの方向性をみんなで打ち出したい、こういうふうを考えるものであります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第5、議案第2号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（機械設備工事）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。15分ほど休憩します。35分まで休憩します。

午前10時19分休憩

.....  
午前10時35分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

#### 日程第6 議案第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第3号平成16年度浮島漁港機能高度化統合補助工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第3号浮島漁港機能高度化統合補助工事の請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

浮島漁港機能高度化統合補助工事につきましては、去る平成17年2月16日に町内業者11社で指名競争入札を行いまして、大島建設株式会社が7,450万円で落札をいたしました。つきましては消費税及び地方消費税を加えました7,822万5,000円でこの業者と請負契約

を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、浮島漁港の江ノ浦防波堤基礎工事62メートル、本体底版工46.3メートルでございます。

つきましては、地方自治法並びに「周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回指名参加業者を見てみますと、町内大手全社ということがありますが、実際的にですね、入札比較価格を見てみると、これも98.09という状況であります。実際的に公共事業はこれだけ何で高い入札比較価格になるのか、高いというか実際的に私らも非常にわかりにくいんですが、これもですね、結局は指名する業者が事前にわかっとればですね、もうこういう結果になるんじゃないかと。実際的にはBの上位とかですね、基本的には指名審査会の方で考える気はなかったのかどうなのか。やっぱり有為な契約というのは透明性をあわせてですね、実際的に必要な私は地方自治体の仕事だというふうに考えております。そういう意味からすればですね、これも98を超える状況ということですよ。

指名審査会の方に聞いときたいんですが、何で例えば新しい血というか、新しい血という言い方がちょっと抽象的なんですが、やっぱりやる気のあるBをかましてですね、本当の競争にならないのか、今回の指名についてどのように考えておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 指名審査の内容についての御質問でございますが、新町になりまして指名審査会の中でまず土木の工事でございますが、ランク分けをいたしております。要するに点数でAランク、Bランク、Cランク、Dランクというランク分けを行いまして、そのランクごとに対象工事の上限額というのを定めて指名の基準といたしております。

要するに今の御質問でいきますと、例えばAランクの対象工事でございます、この工事はありますが、それに例えばやる気のあるBランク、Cランクを入れてはどうかという御質問だと思いますが、要するにそういう形になりますと、ランク分けということにしないということなのか、またはランクで分けながら、さらにその何%かをそのランク外から入れるということなのかということでございますが、旧町ではそのランク外から入れるということが結構行われておったんじゃないかと思っております。

ただし新町になりますと、町内の工事業者の数が相当多数に上っております。そういうところで、例えばそのランクの中では、CならCランクの中では業者数が少ないのでBのランクから入

れようというような部分も、当然数がなければですね、足らなければ入れようということになりますが、今のこのAランクで言えば指名社数も基準を設けておりますが、それに合っておるといふことでございますので、当然そのAランクでやるべきだといふふうに思っております。

またAランクにつきましては、特に地域性というものを設けておりません。設けておりませんというのは、要するに旧町の、4つの旧町、旧地域がありますが、その地域ごとでのその地域性というのは外しております。というのは、ちょうどその業者数が適当な数であるといふことでございます。ランクによりましたら、ある程度の地域性を設けて旧町でのその工事場所の発注はできるだけその旧町あたりの業者さんを指名するといふ形にいたしております。そのランクにつきましては、非常に全部を入れるということになりますと基準より大きく数のはみ出してしまふということになるわけでございます。そういうことを考えまして、16年度の工事につきましては、そういう指名基準をもとに指名をいたしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にですね、今回、前回と見ていますんで、結局はいろいろ指名はするが、いわゆる指名といいますが、指名競争入札という格好の中でですね、結局は工事ごとにそれぞれの旧町、悪い言葉で言えば結果的にはたらい回しになる可能性の多い私は選定方法じゃないかと危惧しております、実際的に。これはやっぱり早い時期にですね、実際的にきちっと見直ししちよかんとですね、旧町ごとにそれぞれ旧町の事業所がそれぞれ落札すると、結果的にですね、結果的に落札すると。これはやっぱり真剣に考えちょかにやいけん事項ではないかという点を明らかにし、質疑を終わります。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今までの入札の結果から見ますと、今の御指摘のことは大体当たっておるのではないかと考えています。と申しますのは、旧町地域での工事につきましては旧町の地域の業者さんが落札しておるといふケースが多いといふことの指摘だろうと思います。今現在指名競争入札というのを主体で入札制度、入札を行っておりますが、今御指摘のような分野につきましては、最終的には一般競争入札ということ視野に考えておられるんじゃないかと思いますが、これは合併後即座にそういう形に移行するのが果たしてどうかといふふうに思います。

要するに入札につきましては、それは指名競争入札もございますし、公募型もありますし、一般競争入札もございます。ただ少し時間をかけてですね、そういう議論をさせていただかないと、即座に一般競争にという話とか、即座に公募にということもなかなか事務的手続も煩雑でございますので、当面旧町で中心的に行われておりました指名競争入札という形で発注をいたしておりますが、このことについての議論につきましては、どうぞ執行部も議会の方も一緒になってまたそういう議論を進めていったらと思っております。



議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にですね、公共事業の場合に、私よく病院建設等であったんですがね、例えば各町ごとに旧国保診療施設組合が入札します。そうするとですね、旧町ごとのいわゆる推薦業者さんもしくはそれに近いところが落札する、これ本当に結果的にはですね、正規の競争が、本来入札で一番問われる競争がですね、損なわれた結果が結果がついてずっと行くという弱点があったんです。それで私自身、今回のような町内のいわゆる指名のあり方についてね、すべてが一般競争入札とは考えておりません。町内業者の育成という視点もあります。しかしそれにしてもですね、これだけ高どまり、本当に競争が疑われるような結果になればですね、やっぱり指摘せざるを得ないという点があるということは明らかにしちょきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） ちょっとこれ勉強不足なんですがね、この機能高度化統合補助工事というのはどういう工事になるんですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

この漁港機能高度化統合補助事業ですが、補助率が国が10分の5.5、県が10分の1.8、町が10分の2.7という比率の事業でございます。内容といたしましては、修築事業とか改修事業、これは旧名称でございますが、こういう事業の引き継ぎのときに外郭施設、漁港施設、こういうものをやれる事業でございます。

で、この浮島漁港につきましては、平成7年から15年間で修築事業、今の名称では地域水産物供給基盤整備事業、この事業で実施をしまいでまいっておりました。で、完成年度の15年度の計画ではまだ正温度が保てないということでこの2年間でこの機能高度化統合補助事業ということで引き続き防波堤を延長するものでございます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） いやいや、防波堤をやるのはわかるんじゃがね、どういうふうな格好の防波堤になるんか、名前が違ってくるから。この格好。

議長（新山 玄雄君） この関連になりますものですが、ちょっと暫時休憩してちょっと答弁お願い。暫時休憩です。休憩中です。

午前10時47分休憩

.....

午前10時48分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。

先ほどの中本議員の質疑は関連でありますので削除をいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第6、議案第3号平成16年度浮島漁港機能高度化統合補助工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7．議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第4号平成16年度棕野漁港環境整備事業第2工区工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので平川議員の退場を求めます。

〔平川 敏郎君 退場〕

議長（新山 玄雄君） それでは補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第4号棕野漁港環境整備事業第2工区工事の請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

棕野漁港環境整備事業第2工区工事につきましては、去る平成17年2月16日に町内業者8社で指名競争入札を行い、平川建設株式会社が5,350万円で落札をいたしました。つきましては、消費税、地方消費税を加えました5,617万5,000円でこの業者と契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、棕野地区の漁港の工事でございます。鉄筋コンクリート造、建築面積44.4平方メートルのトイレ1棟と、運動施設用地3,120平方メートルの真砂土舗装でございます。

地方自治法並びに「周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例」第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

どうぞ慎重なる御審議の上、御議決をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回棕野漁港2工区ということで、今助役の方から事業概要について説明がありました。それで、若干この点ではですね、私も事業概要について質問したいというふうに思います。

言いますのがですね、今回契約金額5,617万5,000円ということであります。それで実際的にはですね、トイレと運動場、いわゆる公園部分ということです。トイレ部分が何%で実際的に公園部分が何%というふうに契約見積もり、見積もりの段階でやっていったのか、質疑をしたいと思います、まず質疑をしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

工事請負金額5,617万5,000円、この内訳でございますが、大きく分けて2点ございます。運動施設が1式、これが1,950万円、請負金額での比率でこういう金額になります。パーセンテージでいきますと34.7%でございます。この運動施設につきましては公園工事ということでございます。

それともう1点ほど、便所1棟ございます。これが請負金額でいきますと3,670万円に当たりまして、65.3%でございます。で、この便所1棟の中には工事が4つ分かれておりまして、建築工事が約2,570万円、電気設備工事が130万円、機械設備工事が250万円、合併浄化槽設備工事が720万円の割合になっております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にですね、もう1件事業概要を見て、これだけやっぱり高いですね、トイレ施設、それで建設だけで坪当たりかなりの金額ということはですね、実際的には私ら実際的に今までいろいろ工事契約見てきてですね、非常にわかりにくい、いわゆる単価が高過ぎてですね、何でそんなに高くなるのというような単価になる。一般的に言われると今まで補助を使ったり起債を使ったりするとばか高くなるというようなのは一般論として実際に聞いてきましたが、実際的にはかなりの高額のトイレ施設ということになります。これはまあそこにトイレを設置すべきはね、当然であります。あれだけ広大な土地ですからトイレがないとなかなか駐車場、トイレ、公園と。しかし、それにしてもですね、やっぱり私は身分不相応な部分ではないかというふうに考えております。余りにも高過ぎるんじゃないかなというふうに考えてます。

その点ですね、実際的に建築部分、いわゆる建築部分一体坪当たり幾らになるのか、見ちよるのかちょっと聞いちゃきたいというふうに思います。いわゆる策定するに当たってね、どの程度建設部分を見たのかと。建設というのは、いわゆる例えば機械とかそういう部分を除く部分ですね、それでいいですから、出ておれば聞いておきたいというふうに思います。

それとあわせて、今回ですね、いわゆる組み合わせですね、実際的に8社を指名ということになっております。これも実際的にはですね、地元の業者さんがとられておるということで、それで考えてみれば、つい先日、臨時議会におきまして15年度分を落札、契約したばかりと。それで今から16年度分ということになりゃ、どういう工事形態になるのか非常にわかりにくい。これは落札してやれば同じ業者だから見やすいようなのですが、実際的にはいつまでかかるんやわからない、着手もわからないという状況です。どういうふうに工事全体を見ておるのが聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） この便所の建築工事の概要でございます。初めに坪当たり幾らになるのかということでございます。平米で割りますと、平米57万9,000円、坪で191万円というふうになります。で、この設計の特色でございますが、台風等に耐えられるということでコンクリートづくりを採用しております。またメンテナンスを考えまして、この打設後にフッ素樹脂のエナメル塗装を施しております。それと造成後の間もない設置ということでございますので、造成基盤に地耐力がないということで浮き基礎を採用しております。以上で単価が上がっているのではないかとはい思います。

議長（新山 玄雄君） 続いて岡村部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 工期につきましては、地方公共団体の予算につきましては単年度主義をとっておりますので、できるだけその年度で実施すべきだとは考えておりますが、地方自治法によりまして一定の自由によりまして繰り越しができるようになっております。で、その繰越明許の手続をさしていただくようには考えております。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） 指名基準につきましては8社選定しておりますが、町内のAランクの建設業者、これ8社というのは1社ほど先ほどふえておるじゃないかということですが、1社は2年間の審査ということでいい方をとっておりますので1社ふえております。ですから、町内業者が6社と。

それと町内に事業所等がある業者、それを2社選定をいたしました。いずれも800点以上の業者であります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどの議案ほどはですね、入札の比較価格でひどくはないんですが、それでも96.587という状況です。それで私が気にかかるのはですね、それぞれ町内の業者さんがあるときは入れ、あるときは入れないということは当然執行部のいわゆる裁量権の範囲なんですよ。それはまあわかるんですが、実際的には基準は何かというのがわかりにくいんです。例えば町内、例えば10社まであったらそのうち6社を選定するんならですね、何を基準に6社を選定したのか、それが非常に不明瞭なんです。私の方でわかりにくい。

例えばいわゆる県内事務所のあるところとですね、実際的には町内であってもですね、実際的には今回の入札から入札に入っていない部分もありますよね。そんなのはどこで指名を分けたのか、指名基準を分けたのか、それが非常にわかりにくいという点でですね、再度質疑をしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） 一応指名審査をする場合は2年間を対象としております。その間にですね、業者さん方は経営審査を、大体1年に1度か17カ月に1度受けることになっていますが、その2年間のうちですね、2回のうちのどちらかいい方をとってあげようということとでそういうふうな町内の業者にはランクがいい方をとろうということにしております。

そういったことで先ほどの直近の指名審査の評点と、今回の2年間の評点とでは差がありましてですね、1社ほど多いということになるわけです。

それともう一つの今の事業所を持つ業者さんですが、法人町民税ですか、そういうふうな点も加味しましてその業者さんを入れております。

それと先ほどから入札率のことがたびたび出てくるわけですが、合併後の入札状況であります。2月17日までに71件の入札を執行しております。その結果、落札金額の総計を予定価格の総計で割った値、これ加重平均というそうなんです。これが97.43%、それと落札率の総計を件数で除したものの、値、これが94.57%ということになっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑は。もう3回目です。（発言する者あり）いや、もう4回目でございます。ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの浮島のところもそうなんですけども、この議案では位置図とかですね、大まかにしか図がないわけですが、具体的に平面図、もう少し詳しくですね、平面図などが御提示できないかなというふうに思うわけですが、その辺のお考え、今後ですね、今回は仕方がないにしても。そうすると今の広田議員さんの説明なんかでもですね、もう少し平面図を見ながらこう説明ができるかなというふうに思うわけですが。要望ですけども、できませんかね。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 事業によりましては説明資料ということでつけさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑は。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 御殿みたいなトイレができるんじゃないかなというふうに思えるんですが。まあ基準があるんじゃないと思うんですよ。その基準値というのがもしあればね、お示しをしていただきたいと。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） この便所1棟の基準ということでございますが、この敷地には用地の利用計画というものがございまして。そして2点ほどこの基準というものがございまして、駐車場、これは荷さばき商用地に18台、自動車が18台、すいません、駐車場用地に18台、で、荷さばき商用地に9台、計27台マックスで乗用車がとまるという計算をしております。

それと便器の数が男が大が1個と小が2個、女が大が2個、それとこういう時勢でございますから多目的ということで大が1個、身障用でございます。計6個の便器数がございまして。これをもとに算定をいたしまして浄化槽が30人槽というふうになります。それで建物の大きさも決定するというところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第4号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 反対の立場から討論をしようというふうに思います。

実際的にですね、あれだけ広大な荷揚げ場と公園とできたらですね、確かにトイレの設置というのは私は必要不可欠なことだというふうに考えております。まして各漁港とも旧大島地区もですね、それぞれトイレがないためにトイレ要望設置をしております。しかし、実際的に今回の契約を見ますとですね、かなりの多額の金額を投資する契約ということになっております。私たちは常々実際的に身の丈に合った財政運用ということでやっております。しかし、考えてみればですね、なぜそれだけの単価になるのかといたらですね、これ基本的には国の基準等では高いものになるとということなんです、実際的に。国が、国を経由すればこれだけのばか高い単価になると。それで地方はその比率に応じて支払うようになるということなんです。起債の指摘とかですね、起債とか補助とかいえばそういうことになります、実際的に。しかし、私はそういうやり方はですね、もう終わりではないかなというふうに考えております。実際的にはそういうパブルティック的なものはもう地方においても国においても終わりではないかなというふうに考えております。

今回ですね、ことしと来年でこの契約もほぼ終わりということですが、ことしと来年で。実際的には五十数億円を超える棕野漁港ということですが。確かにできたらですね、かなりのメリットがあると思います。しかし地方財政から見たら、そういう時代ではないということを討論の中に明らかにしちよきたいというふうに思います。

またもう1点はですね、いわゆる参加資格の関係であります。先ほども討論もしたんですがね、実際的には入札参加業者が事前に業者間でわかっておいたらですね、非常に私は競争の難しい執行になるということが明らかなんです。実際的にこの契約については五十六点なにかしですが、先ほど管理課長の方から答弁がありましたけど、実際的にですね、Aランク工事とですね、Bランク工事、これ全然今違います、実際的に。その辺もうちょっと明らかにしちよきたい、それだけ生活がかかっちゃういわゆるBランク業者とですね、まあAランク業者も当然これだけ厳しい中ですから生活がかかっております。しかし、それ以上に競争が激しいんがBランクの実際的な業者間なんじゃということも明らかだろうというふうに思います。

新年度になってですね、非常にまだ出しておりませんが、実際的にはそういう状況が合併後の周防大島町も実際的にはあるということは明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上で討論を終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第7、議案第4号平成16年度棕野漁港環境整備事業第2工区の工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

平川議員の入場を許します。

〔平川 敏郎君 入場〕

#### 日程第8 議案第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第5号森野漁港海岸保全施設整備事業の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第5号森野漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結についての補足説明を行います。

森野漁港海岸保全施設整備工事の請負契約を平成16年5月25日、旧東和町で大野工業株式会社と締結をしておりますのですが、昨年9月7日に来襲いたしました台風18号によりまして、施工中の和佐離岸堤に手戻り工事が生じたのでございます。平成16年12月の周防大島町第1回定例議会におきまして議決いただきました一般会計予算に基づきまして、当初計画延長を確保するために現契約4,740万150円に965万550円を増額した5,705万700円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、自治法並びに周防大島町条例の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第8、議案第5号森野漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9・請願第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第9、請願第1号消火栓設置方要望についてを上程し、これを議題とします。

さきの本会議において付託されました本案について、総務文教常任委員長より委員会報告を求めます。土手委員長。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 本委員会に付託されました請願第1号消火栓設置方要望について、審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会の開催日、出席委員及び説明員、また審査結果等はお手元に配布いたしております請願



審査報告書のとおりであります。若干補足して報告いたします。

本委員会は延べ3日間にわたり委員会を開催いたしました。この間、4名の紹介議員全員に出席を求め、説明を受けました。また被災現地の視察もいたしました。さらに合併後の新町における消防を含めた総合的な防災計画の現況について、所管の総務課長及び消防防災班長に出席を求め、説明を受け、審査の参考といたしました。

執行部においては、本件に関し、請願者とは別に同地域の住民から消火栓の設置について同趣旨の要望が提出され、それを受け、本請願等をあわせ現地調査を行い、検討協議がなされ、同地域への消火栓設置は早い時期に整備する必要ありとの方針で取り組んでいきたいとの説明がなされました。

また周防大島町では、平成17年度中に「地域防災計画」を策定することとし、その中で消防防災においても全町的な視野に立っての計画としてまいりたいし、請願の願意にもある消火栓の設置等に関しても、高齢者の多い本町において、消火栓の取り扱いやすさ、消化器機、消火栓の大小、さらには設置場所を含め、有効かつ効率的な配備がなされなければならないという考えをしており、請願の趣旨は十分理解できるものであり、できる限り希望に沿えるべく努力してまいりたいとのことであります。

こうした執行部の地元への早急なる対応及び将来計画の見通しを想定しますと、本請願願意は達成されとの結論に達し、委員全員意見の一致を見ての「採択すべきもの」と決定いたしましたところであります。

以上、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより総務文教常任委員長に対する質疑に入ります。

請願第1号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと1点ほど聞いちょきたいと思います。一つはですね、審議の過程でですね、お聞きしたいんですが、あのとき私の方は本会議でですね、死亡事故が起きた大きな原因として、実際的に地元の消防団に対する連絡がなかったんじゃないかということ。これを既に本会議の中、本会議といいますか、議場で述べております。その点についてですね、総務委員会の方で議論があったかなかったか、また調査の対象となったかどうか、その辺をちょっと聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点はですね、実際的に今から採択されて、実際的に執行するのは、議長を通じ、町が判断することです。それでこういう請願が出た場合に、先ほど委員長が触れたようにですね、全域的な要望事項にもかかわる部分ですね、消火栓というのは。おくれたところ、危険なところはですね、特に配置ということですね、先ほどちょっと委員長の方が地域防災計画

云々にも触れました。その点ですね、全町的視点ですね、設置してくださいよという報告でとらえておってよろしいのかどうなのか、その辺もちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 土手総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 広田議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどの防災無線の連絡系統その他のことについても、一応委員会では話を上げて紹介議員の皆様にもいろいろお話をうかがって、みんなで討議、研修したところでございますが、連絡系統、ちゃんと伝わらなかったということでございました。

それと今後に関する町の方の取り組みなりを総務課長さんの方からいろいろ説明を受け、今からの取り組みについて伺っておりますが、先ほどの防災計画を、地域防災計画を立てるに当たって、一応今度の請願を十分に踏まえて策定計画を進めてまいりたいということでございましたので、請願趣旨は達成できるものということで委員全員の賛成をいただきましたので御報告いたします。

議長（新山 玄雄君） いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）はい。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

これより討論を行います。請願第1号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。

日程第9、請願第1号消火栓設置要望について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第2回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一堂、礼。

議長（新山 玄雄君） 御苦労さまでございました。

午前11時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 土手 正喜

署名議員 平野 和生